

入札監理小委員会における審議の結果報告 放射線利用技術等国際交流（講師育成）業務

文部科学省の放射線利用技術等国際交流（講師育成）業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 27 年度から民間競争入札による業務を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において 2 回にわたり審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 教材の著作権及び利用について

【論点】

研修で使用する教材の著作権は受託事業者にあるとのことだが、今後について見直すことはできないのか。文科省が持っていた方が業務実施においてもよいのではないか。

新規事業者が新たに教材を作成するのはかなり難しいのではないかと考える。過去の教材をどこまで参考にすることができるのか、具体的に記載ができないか。入札公告期間中の閲覧だけでは足りないのではないか。

【対応】

本委託事業が準拠している委託契約事務処理要領においては、著作権を含む知的財産権は、一義的には受託事業者から国が譲り受けるものの、委託事業の契約時に受託事業者が当該事業による知的財産権を受託事業者自身が持つことを望む場合には、受託事業者が国に対して一定の規定を遵守することを書面で届けることをもって、知的財産権を国ではなく受託事業者が所有することとなっており（産業技術力強化法の日本版バイドール条項※に基づく扱い）、現行の受託事業者からも当該届け出があったことから、一定の規定の遵守という条件付きでの知的財産権の所有を受託事業者に認めている。

※1980年（昭和55年）に、米国が、政府資金による研究開発から生じた発明の事業化を図るため、政府資金による研究開発から生じた知的財産権を民間企業等に帰属させることを骨子とした法律（バイドール法）を制定。これを参考に、我が国においても導入された、一定の条件（国が公共の利益のために必要がある場合に、当該知的所有権を無償で国に実施許諾する等）を受託者が約する場合に、各省庁が政府資金を供与して行っている全ての委託研究開発に係る知的財産権について、100%受託企業に帰属させ得るという規定。

上記の受託事業者が国に対して遵守すべき規定の一つとして、受託事業者は国が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾することがあり、知的財産権を国が所有する場合においても受託事業者が所有する場合においても、新規受託事業者の決定後、国が当該受託事業者に教材のコピーを配布し、受託事業者が本事業の実施のためにのみ利用すること（当該教材をコピーして、新規受託事業者が作成する教材に盛り込む等）は可能と判断し、「また、落札者に対しては、過去の教材のコピーを渡し、本業務実施の目的に限った利用を許可する。」という記載を追記した。（資料 7-2、4/36 頁）

2. 本業務の内容について

【論点】

（1）研修等対象国との協議（合同運営委員会）について、実施頻度を記載すべき。

- (2) 国内運営委員会の委員について「選定案を作成し、文部科学省へ提案の上、決定する。」としているが、文科省の承認を得て決定するものであれば、明確に記載すべき。
- (3) 国内外とのコネクション等が必要な業務である。文科省としては「受託者は文部科学省と相談・協議を行いながら、業務を進めるものとする。」とフォローすることとしているが、具体的にどのようなフォローをするのか記載できないか。

【対応】

合同運営委員会の実施回数、国内運営委員会の委員選定に当たり文科省の承認プロセス、文科省からのフォロー事項（国内外の関係者に関する情報提供、当該関係者への初回の連絡の仲介等）について明記した。（資料7-2、7/36、8/36頁）

3. 評価基準について

【論点】

評価項目の「研修内容が国民一般にとって分かり易いものとなっていること」について、国の広報業務として評価するにふさわしい表現になっていないのではないか。

【対応】

当該評価項目を「広報内容（ニュースレター）が国内の立地地域等の国民にとって分かり易いものとなっていること」に修正するとともに、ニュースレターの作成・配布が広報を目的とした業務であることを明確化するための文言をニュースレターの記載箇所に追記した。（資料7-2、7/36、26/36、27/36頁）

4. 従来の実施状況に関する情報開示について

【論点】

- (1) 経費の内訳において、設備備品費として測定装置等があるが、新規購入等の区分を記載すべき。
- (2) 平成26年度の1年間の実施スケジュールが示されているが、新規事業者にとっては直ちに事業開始が難しい場合も考えられることから、新規事業者が後ろ倒しした実施スケジュールを提案したとしても、不利にならないよう考慮できないか。

【対応】

- (1) 設備備品費について、測定装置等の新規購入費である旨明記するとともに、「従来の実施に要した設備及び備品」の項目を追加し、過去に設備備品費により購入された備品のうち、現時点で貸与可能なものに関する情報を追記した。
- (2) 審査に当たっては、新規事業者であることを踏まえ、不利にならないよう考慮することとし、その旨入札説明会においても説明することとした。
（資料7-2、28/36、30/36、32/36頁）

5. 意見募集（パブリックコメント）で寄せられた意見への対応について

平成26年10月31日から11月13日まで意見募集を行ったところ、2者から4件の意見が寄せられたが、検討の結果、実施要項（案）の修正には至らなかった。

以上